

初診オンライン診療を実施するクロン（curon）利用医療機関向けユーザーガイド

株式会社MICIN作成
初版：2020年4月13日

1. 本ユーザーガイドの目的

時限的な措置とされるオンライン診療初診容認の政府決定を受け、初診からオンライン診療を活用する医療機関が増えることが予想される一方で、オンライン診療では対面診療と比べて得られる情報が限られる等、多くの医師・患者とも初めて行う診療となるため適切な指針が必要となります。

本ユーザーガイドは、新型コロナウイルス感染症流行下においても適切な形で弊社オンライン診療サービス「クロン（curon）」（以下、クロンと記載。）でのオンライン診療が実施されるよう、厚生労働省が令和2年4月10日に発出した事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の 時限的・特例的な取扱いについて」を前提として、既にオンライン診療を活用されてきた現場の臨床医の知見や海外ガイドラインを参考に、初診で留意すべきポイントをクロンユーザー向けにまとめたものになります。

また、今後の状況に応じ、本ユーザーガイドは更新されます。

2. オンライン診療とは

ビデオ通話を用いた診療形態であり、これまでの制度では厳密な条件が付されていたことから、ごく一部の患者のみ提供されてきました。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴い、医療提供が必要な患者が感染を恐れ受診を控えている、また医療提供側も院内での感染拡大のリスクがある、といった問題が生じていることから、初診患者へのオンライン診療提供が時限的に緩和されることとなりました。

オンライン診療の特徴は、ビデオ通話を用いることで視覚情報、音声情報をタイムリーに得られることにあります。したがって、電話再診よりも得られる情報は多い一方で、聴診、触診、臭いなど、対面診療で得られるその他情報を得ることは難しく、その点を留意して診療に臨む必要があります。

3. オンライン診療の時限的規制緩和に関する概要について

通常時のオンライン診療の規制内容と時限的緩和措置における内容を表形式でまとめます。

	通常の規制内容	時限的緩和措置
初診対面	必要	不要 ※本来は対面であることが望ましい ※オンライン診療後、対面診療が必要となるケースもある
診療実施計画書	必要	オンライン診療料を取る場合は必要 ただし、電話等再診料を取る場合は不要
3ヶ月の受診歴	必要	不要

疾患の限定	あり	なし ※ただし向き不向きがあることに留意すること
全診療におけるオンライン診療の割合	10%以下とすること	割合の制限はなし
処方可能日数	原則90日以下（要確認）	過去の診療情報等参考情報が無い場合は、7日まで

4. 初診オンラインに伴う診療報酬について

通常時の診療報酬点数と時限的監査措置における診療報酬点数の比較表でまとめます。

	通常時	時限的緩和措置
初診料（電話または情報通信機器を利用した場合）	存在せず	214点
電話等再診	73点	73点
オンライン診療料	71点	71点
医学管理料（電話または情報通信機器を利用した場合） * 月1回のみ、対象となる医学管理料の限定有り	100点 *電話を利用した場合は算定不可	147点 *電話を利用した場合も算定可能

なお、電話等再診算定時には電話やテレビ画像等の送受信に係る費用（通話料等）を、オンライン診療料算定時には情報通信機器の利用等に係る費用を、別途患者に対し自己負担割合10割で請求可能です。

5. クロン使用における初診オンラインフロー内容

5. 1. 患者側フロー

事前の準備→診察開始前→診察時→処方薬の受け取り、の順に患者がやるべきことを示します。

①事前の準備

- スマートフォンにAppStoreもしくはGoogle Playからアプリ「クロン」をダウンロードする。
- クロンの患者向けページから、自宅近隣でクロンでのオンライン診療が可能な医療機関を検索する。
- 本人確認書類を準備する。（なお、本人確認書類とは、保険証は必須ですが、また追加して顔写真の含まれる運転免許証やパスポートもあることが望ましい。なお、未成年などの場合は学生証の提示や、必要に応じて親御さんに同席してもらうことも一案。）
- 自身の診療情報を手元に用意する。（診療情報提供書・健康診断結果・お薬手帳等）

- かかりつけ薬局がある場合、それがどこかを答えられるように準備しておく。かかりつけ薬局がない場合は、処方薬を受け取りたい薬局を事前に調べておく。
- アプリ上で、個人情報、クレジットカード情報、受診する医療機関の医療機関コードを入力する。
- アプリ上もしくは電話で受診したい医療機関の予約をとる。
- クロン上で事前問診の記入を行う。
- オンライン診療を実施する前に、スマホアプリ上の「設定」>「テスト通話」から、音声や動画に問題がないか確認しておく。

②診療開始前

- 診療時間になったら医療機関から電話がかかってくるので、プライバシーが確保される場所で待機する。（患者から連絡するのではなく、医療機関側から連絡が来るので待ってください。）
- なお、場合によっては医療機関からの連絡が30分程度前後する可能性もある。（他患者の診察のため）

③診療時

- 本人であることを明示する。（保険証、顔写真つき本人確認書類の提示）
- 医師の診療を受ける。
- 処方が必要とされた場合、処方を受け取る薬局名を医師に伝える。（薬局名がわからない場合は医療機関から薬局に関して提案をうける可能性もある。）

④処方薬の受け取り

- 薬局によっては配送対応が困難な場合があるため、ウェブサイト等で配送・受け取り方法を事前に確認をすることが望ましい。

5. 2. 1. 医師側フロー

事前の準備→診察時→次回再診の予約→処方、の順に医療機関側がやるべきことを示します。

①事前の準備

- 事前問診（及び関連する診療情報）の内容を確認する。
- 患者の住所を確認し、緊急時に連携する医療機関がどこかを確認することが望ましい。

②診療時

- 医師免許証やHPKIカードを提示し、診察する医師が本人であることを明示する。
- 患者に本人確認書類を提示してもらい、本人確認をする。
- オンライン診療の限界や不利益を十分に説明し、患者の同意を得る。
- 症状の増悪などあれば連絡するように指示する。
- 必要に応じて再診を行い、経過を見る。（経過を慎重に見る必要があるため）
- 医薬品によっては、初回対面診療での内服が必要とされるものもあるため、各医薬品の使用方法に応じて対応する必要がある。（例：舌下免疫療法等）

③次回再診の予約

- 患者に次の診察日の希望を確認し、予約をとる。

- オンライン診療が緊急避難的な対応であることを説明し、社会情勢に応じてではあるが可能な限り1-2ヶ月以内での対面診療が望ましいことを伝える。

④処方

- 過去の対面受診歴や診療情報記録がない場合は原則として最大7日間を原則とし、医薬品による有害事象が発現していないか患者に注意深く観察するよう指示する。
- 麻薬及び向精神薬は処方不可である。
- 診療報酬における薬剤管理指導料「1」の対象となる薬剤（※）は、過去の診療情報が分かる患者にのみに処方可能である。

（※）抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤（内服薬に限る。）、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤（注射薬に限る。）、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤又は抗HIV薬

（院外処方の場合）

- 患者に処方箋を送る薬局名の確認を行う。
- 処方箋を印刷する。
- オンライン服薬指導をする場合においては、処方箋備考欄に黒のボールペンもしくはサインペンで「0410対応」と記載する。記載は、大きく、はっきりと濃く残すように心がける。
- クロンに登録されている薬局にはクロン機能を用いて処方箋を登録し、FAXを送信する。
- クロンに登録されていない薬局もあるため、その場合は医療機関において手作業でFAXを送る。

（院内処方の場合）

- 院内で処方薬を準備し、クロンから配送手続きをする。

5. 2. 2. 新型コロナウイルス感染症疑い患者を初診で対応する場合の注意点

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が初診オンラインを希望することが想定されます。新型コロナウイルス感染症は多くの場合、軽症のまま改善する経過を辿りますが、発症から7-10日目に急激に症状増悪を認めるケースがあることが指摘されています。

経過、症状、周辺情報等から新型コロナウイルス感染症が疑われる患者においては、軽症の場合においても再診を行うなど慎重に経過観察を行い、症状が軽快しない・増悪を認めるなど、PCR検査が必要と判断される場合においては、国の方針に則り、速やかに対面診療でのさらなる情報収集・検査実施や相談センターへの連絡を検討することが適切です。以下、新型コロナウイルス感染症患者における追加の注意点になります。

- コロナ軽症者の自宅・宿泊療養者を診療する場合には、前医より情報提供を受けた上でオンラインで診療してください。
- 処方箋には「CoV自宅」「CoV宿泊」と黒のボールペンもしくはサインペンで記載したうえで薬局にFAXを送ってください。また、記載は、大きく、はっきりと濃く残すように心がけてください。
- 処方する薬剤を配送等により患者に渡す場合は、当該患者が新型コロナウイルス感染症の軽症者等であることを薬局や配送業者が知ることになるため、その旨について患者の同意を得てください。
- 慎重な経過観察が必要となるため、再診を行うなど経過を確認しながら、対面受診への切替の必要性を確認し、場合によってはあらかじめ承諾を得た他の医療機関を紹介する可能性があることを患者にも同意を得てください。

5. 2. 3. 初診オンライン診療における想定事例集

● 新型コロナウイルス感染症でない患者の事例

事例1	健診で血圧が高いが、コロナが怖くて受診ができない。暫定的と断ったうえで使い慣れた降圧剤を処方し、血圧の自己測定を指示して1週後のオンライン診療を指示。1か月以内に採血のための受診を指示。
事例2	喘息が持病で小発作が出たため、以前から使っていたサルタノールインヘラーの処方を希望。詳細に現病歴を聴取し、季節による増悪が推測されることを説明し、検査や聴診の必要性を説明した上で当座の薬を処方。増悪時の受診を指示した。
事例3	くしゃみ・鼻水・鼻閉の症状でアレルギーの治療を希望。詳細な問診をしたうえで、暫定的な抗ヒスタミン薬と点鼻薬を処方。血液検査や鼻所見をとる必要性を説明し、対面受診が必要となる状況についても説明した。
事例4	睡眠薬を1か月分処方希望。オンライン診療に馴染まないことを説明のうえ、今まで処方されている医療機関に行くよう指示。
不適切事例1	心配なので花粉症の薬を90日処方してほしいと言われ、そのまま処方。
不適切事例2	舌下免疫療法を開始したいのでオンラインで開始。（初回は対面での内服が必須）
不適切事例3	心配で不眠になったと言われ、デパスを30日分処方。

● 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者

事例1	軽度の発熱と咳・息苦しさがあり不安で仕方がない。熱も高くなく、呼吸器症状も重症のコロナ感染症のものである可能性は低いと説明。いつでもオンラインで受診できることを説明して安心してもらい、葛根湯・ムコダイン・イソジンガーグルを処方。
事例2	微熱あり、コロナ陽性の人と同席。4日ほど毎日熱を記録することを勧め、症状が増悪するようなら再度オンライン診療することを指示。
不適切事例1	新型コロナウイルス感染症が疑われる患者であったが、抗菌薬と解熱剤を処方して次の再診の予定なく終診とした。

6. 認識しておくべき行政対応について

新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン診療活用は時限的緩和措置に伴うものであり、今後も流動的に制度が変更されることが予想されます。弊社でも随時情報収集及び情報提供に努めますが、ユーザーの皆様も注意深くご確認ください。

- 時限的緩和措置は3か月ごとに検証となるため、7月初旬に措置が改訂される可能性があることにご留意ください。
- 実施状況を毎月都道府県に報告する必要があるため、オンライン診療を実施した患者の記録をまとめる必要があります。
- 時限的緩和措置中においては、オンライン診療を実施するための研修受講は猶予されるが、緩和措置が解除された場合においては研修を受講した医師でなければオンライン診療を実施できないことをご留意ください。

7. 参考資料

- 厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課発出事務連絡（令和2年4月10日）「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の 時限的・特例的な取扱いについて」
[自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）](#)
- 厚生労働省保険局医療課発出事務連絡（令和2年4月10日）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」
[自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）](#)
- 診療報酬情報提供サービス「特定薬剤管理指導加算等の算定対象となる薬剤一覧」
https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/file/tokuyaku/tokuyaku_20200327.xls
- 一般社団法人日本環境感染症学会
[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について | 日本環境感染症学会](#)
- 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会
[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）](#)
- CDC
[Get Your Clinic Ready for Coronavirus Disease 2019 \(COVID-19\)](#)
- ACP
[Telehealth Resources | Health Information Technology](#)
- AAFP
[General Provider Telehealth and Telemedicine Tool Kit](#)
- BMJ
[Covid-19: a remote assessment in primary care](#)

